最終更新日：2015年5月29日
株式会社ポプラ
代表取締役社長　目黒真司
問合せ先：082－837－3510
証券コード：7601
http://www.poplar-cvs.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループのコーポレートガバナンスの強化及びグループ全体の企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけております。そのためには、激しく変化する経営環境に柔軟に対応出来るような経営体質を確立し、上場会社として経営の透明性と効率性を高めることによって、株主様・お客様・お取引先様・従業員等のステークホルダーの期待に応え、円滑な関係の維持構築と継続的な企業価値の向上に努めております。また、企業倫理の確立に向けた体制の整備や全てのステークホルダーに対して適宜に正確な情報開示を行うことによってコンプライアンス体制の強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
目黒俊治	2,212,744	22.33
ポプラ協栄会	1,756,209	17.72
株式会社ローソン	495,300	5.00
ポプラ社員持株会	306,731	3.09
株式会社広島銀行	212,960	2.14
三菱食品株式会社	175,655	1.77
株式会社もみじ銀行	172,934	1.74
日本生命保険相互会社	166,060	1.67
東京海上日動火災保険株式会社	159,720	1.61
三菱UFJ信託銀行株式会社	133,100	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
蔵田　和樹	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蔵田　和樹	○	―――	蔵田　和樹氏は金融機関の役員としての豊富な経験と高い見識を有することから、経営陣より独立した立場で当社の経営全般に対する的確な助言や監督が期待できると判断したため。また同氏は、当社と取引のある金融機関の業務執行者でありますが、当社の経営が金融機関からの資金調達に依存していない現状等を勘案し、当該金融機関は、取引所が定める判断基準における「主要な取引先」には該当しないと考えているため、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人とは年4回、内部監査部門である内部監査室とは定期的に会合を開催し職務の執行状況について報告を受ける等の情報共有を行っております。また、内部統制部門と緊密な連携を図るために「リスク・コンプライアンス委員会」に出席しています。
当社の内部監査体制は、代表取締役社長直轄の内部監査室（1名）を設置し、年度監査計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行が法令及び諸規定等に準拠して、適正かつ効果的に行われているかどうかを調査し、必要に応じて是正勧告等を行います。また、管理本部経営企画室と連携しながら、財務報告に係る内部統制監査を担当し、グループ全体の内部統制の整備・運用状況の検証等を行っております。
当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されており、原則月1回監査役会を開催しております。
各監査役は取締役会や本部長連絡会等重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、業務分担に基づき、業務執行の適法性について厳正な監査を実施しております。
監査役は内部監査室及び会計監査人より定期的に報告を受け、また、内部統制においては担当部門である管理本部経営企画室より各部門の整備状況及び重要な事象について随時報告を受けるなど、各監査部門と情報及び意見の交換を行い、相互に連携を密にして、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
臼田耕造	弁護士													○
大野勝美	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			十分な見識を有しており、社外監査役としての

臼田耕造	○	―――	職務を適切に遂行することが出来ると判断した為。 また、独立役員指定要件をすべて満たし、社外監査役としての他社での経験と弁護士として企 業経営を統治する十分な見識とを有することから、経営陣より独立した立場で適切に職務執行 の監査を遂行する事が出来ると判断した為。
大野勝美	○	―――	十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することが出来ると判断した為。 また、独立役員指定要件をすべて満たし、税理士としての専門知識と税務署長として勤務され た実経験に基づき、経営陣より独立した立場で適切に職務執行の監査を遂行する事が出来ると判断した為。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役に対しては、業績に対する貢献度に応じて役員報酬にて報いております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度　取締役　49百万円
　　監査役　10百万円
　　合計　　60百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は、主に常勤監査役が行い、取締役会等重要な会議についての資料配布については管理本部総務部が担当し、社外監査役の職務執行をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は6名の取締役で構成し、原則として、毎月1回、最高意思決定機関である「取締役会」を開催し、会社の重要な業務執行の決定と職務の監督を行っております。また、当社では、営業本部、商品本部、製造・卸本部、管理本部、開発本部、新事業運営本部の6本部体制をとっており、各本部に取締役を配置し、業務の決定と執行の迅速化を進めております。また、スタッフ部門においては2名の執行役員を配置し、業務執行権限を委譲しております。
取締役・本部長・室長により構成される「本部長会議」を原則として、月1回開催し、経営課題の迅速な解決と重要事項の報告・審議を実施しています。
コンプライアンス、倫理観、経営理念の理解が浸透することでリスクの発生しにくい企業風土の醸成を目的とした「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、委員会は実効性を向上させるべく「本部長会議」との連携を強化し、柔軟かつタイムリーに開催しています。
内部監査部門としては、社長直轄の内部監査室があり、関連会社を含めたグループ全体の業務監査を実施し問題点の把握、改善指導をおこなっております。
監査役は3名（うち2名は社外監査役）で、取締役会や本部長会議、リスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席して、取締役の職務執行に関する監査を実施しております。取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等によって、業務及び財産の状況を調査し、取締役の職務の執行を監査しております。
会計監査につきましては、当社は会計監査法人と監査契約を締結し、会社法監査と金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、財務諸表等の監査を実施し、監査結果の報告を受け、適宜意見交換をしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査役会設置会社であり、経営陣と利害関係がなく、独立性の高い2名の社外監査役を選任し、2名とも独立役員として指名しております。各監査役は、法律や企業統治および財務・会計に関する専門的な知見を有しており、それぞれの職歴や経験を踏まえて、外部者の立場から経営を監視しております。
また、当社の取締役は社内取締役5名、社外取締役1名となっており、社外取締役1名は独立役員として指名しております。社外取締役は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した立場で適切な判断が行われる体制となっております。
以上のことから、当社の経営監視機能の客観性及び中立性は確保されていると考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年第40回定時株主総会においては、株主総会招集通知を会日の20日前に発送するとともに、ホームページにて招集通知を掲載しております。
その他	事業報告・連結計算書類及び計算書類の内容報告のビジュアル化（プロジェクターを使用）

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算補足資料、株主総会招集通知、株主通信、月次報告、ニュースリリース等を掲載しております。 ホームページアドレス (http://www.poplar-cvs.co.jp/)	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署　：管理本部　経営企画室 担当役員　：取締役副社長　中間昭登 事務連絡者　：管理本部　経営企画室　大竹修	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ポプラグループの全ての役員ならびに従業員が「理想を持って夢の実現のために常に困難に挑戦していく」という「経営理念」の下、社会の一員として責任ある活動を行うためのガイドライン及びステークホルダーに対する基本姿勢として「ポプラグループ企業行動憲章」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	店舗における廃棄物のリサイクルや物流における配送便の削減（1日3便から1日2便）に取り組んでおります。社会貢献活動としては、店舗でのユニセフ募金活動や大規模災害時の義援金募金活動を実施しております。また、地域貢献活動として「まちの安全・安心生活拠点づくり」を目的にした「セーフティステーション活動」を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ポプラグループ企業行動憲章」に定めるとおり、会社情報の積極的かつ公正な開示に努め、透明性の高い経営を目指します。また、IR活動を通じて株主・投資家の皆様と積極的なコミュニケーションを図り、ポプラグループの理解を深めていただけるよう努め、投資家の視点に立った迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資 者への会社情報の適時適切な情報開示を実施しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.ポプラグループ企業行動憲章を定め、取締役及び使用人が法令・・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
2.法令・定款及び社会規範に違反する行為を早期に発見し、是正することを目的として、公益通報者保護法に対応した内部通報処理規定を定め、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口としてコンプライアンス相談室を設置する。
3.業務執行部門から独立した内部監査室により、コンプライアンス体制の整備及び向上を図ることとする。
4.取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
5.監査役は当社の法令遵守の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

・取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子的媒体（以下、文書等という）に記録し、検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

・損失の危険に関する規定その他の体制
1.コンプライアンス、環境、災害、商品、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的対応は管理本部総務が行うものとする。
2.新たに生じたリスクについては、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会においてすみやかに担当部署を定める。また、リスク・コンプライアンス委員会は組織的にリスク状況を監視し、各部署毎のリスク管理の状況を監査して、その結果を定期的に取締役会に報告する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.経営上の最高意思決定機関である取締役会を基本的に月1回開催するほか、取締役並びに本部長、室長により構成される本部長連絡会を毎月1回開催し、経営上の課題の迅速な解決を図るとともに、重要な事項についての報告、審議を行うものとする。
2.取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定において詳細を定める。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1.当社及びグループ各社全体における業務の適正を確保するため、管理本部総務部は各関連部署と調整をはかりながら、グループ各社へ指導・支援を実施する。
2.当社の内部監査室は、関係会社管理規定に従い、グループ各社の内部監査を実施し、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

・監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
1.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、必要な人員を配置する。
2.当該使用人の人選、異動、人事評価及び懲戒についてはあらかじめ監査役の同意を得たうえで実施するものとする。
3.当該使用人の指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性に配慮する。

・当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1.取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反、その他のコンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。
2.前期に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
3.監査役に報告した者に対しては、降格、減給その他不利益な取り扱いを禁ずるとともに、通報内容については秘密として保持するものとする。

・その他の監査役の監査や実行的に行われることを確保するための体制
1.監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
2.監査役は、取締役会や本部長連絡会、リスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席して、業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
3.監査役は内部監査室から、定期的にモニタリングの実施報告を受けるなど、内部監査室との緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。
4.監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため「反社会的勢力への対応」を「社会倫理規定」に明記し、組織全体として取り組んでいます。当社では、反社会的勢力との利益供与や取引・交友をはじめとする一切の関係を禁止しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

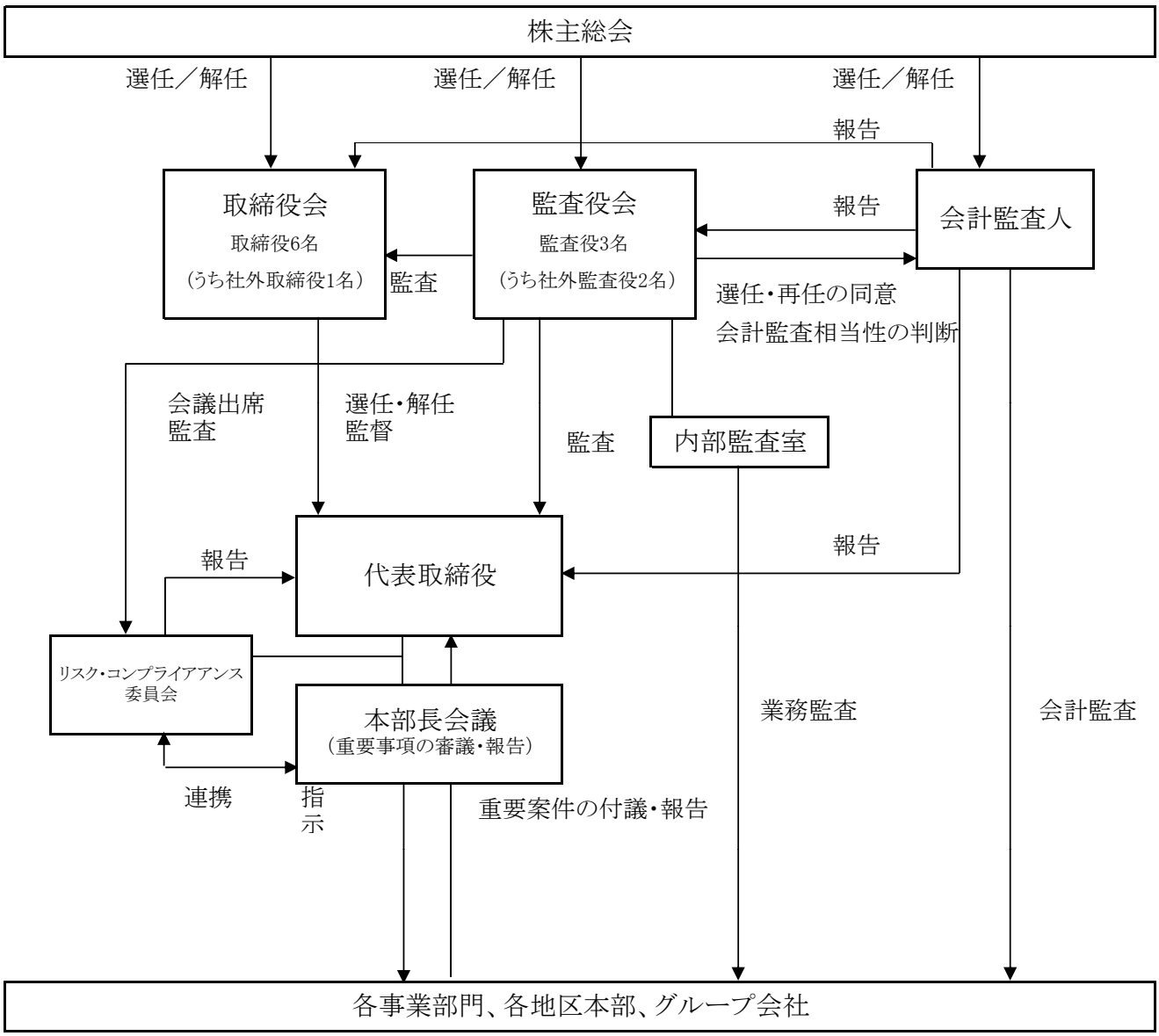
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

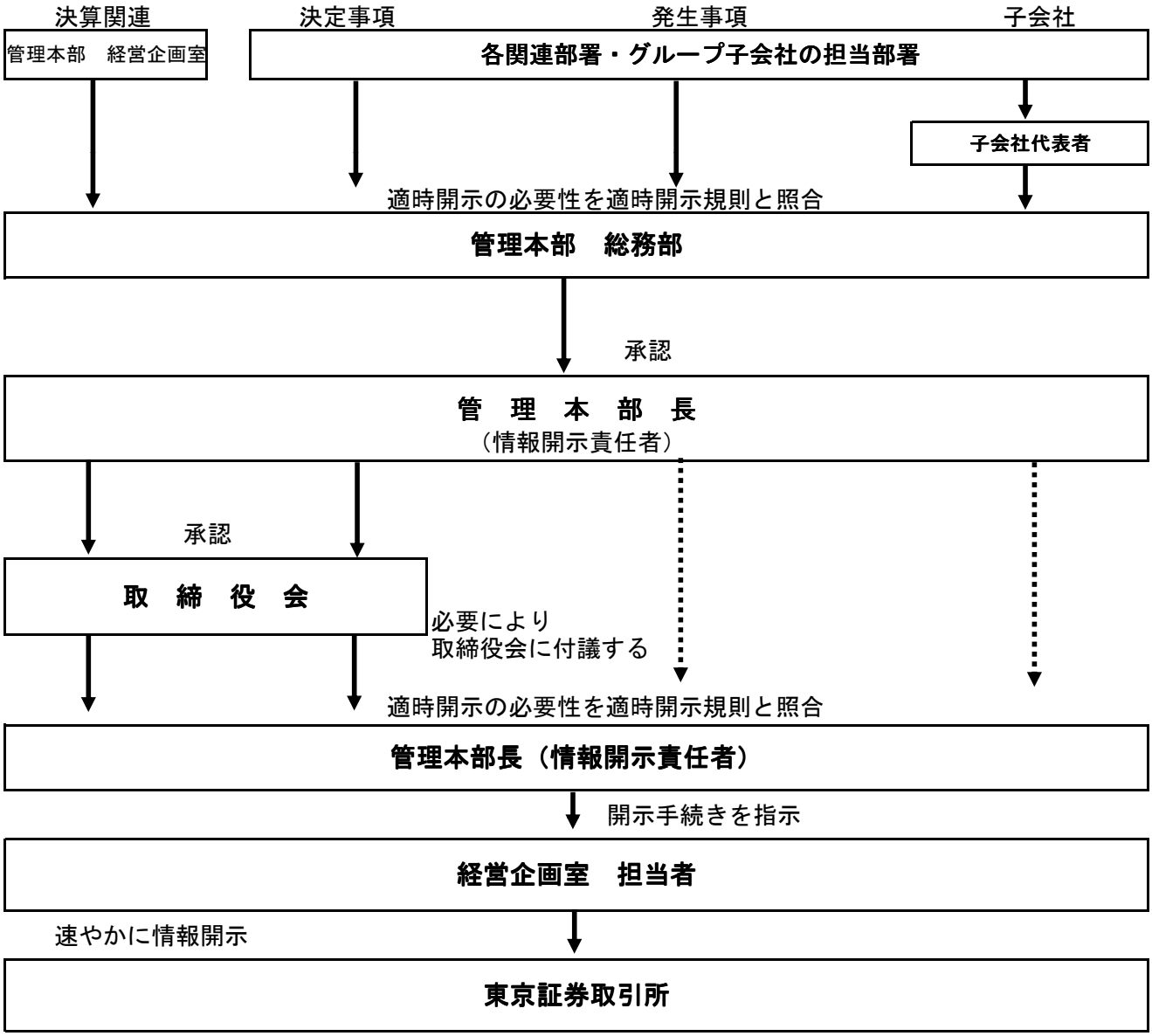
1.適時開示に係る当社の社内体制等の状況
・当社では、適時開示等の情報開示について管理本部経営企画室を専任部署として以下の体制で対応しております。

2.適時開示に係る社内体制の状況
・決算に関する情報開示
決算関連(決算短信・有価証券報告書)は管理本部経理部にて作成した決算関連書類を管理本部総務部、管理本部経営企画室へ提出し、管理本部長報告承認後、取締役会の承認を得る。
取締役会承認後、開示手続を管理本部経営企画室担当者に指示する。
また、業績関連(業績予想・コーポレートガバナンスに関する事項)に関しては、管理本部経営企画室にて作成、管理本部長報告承認後、資料を管理本部総務部へ提出し、その後、取締役会の承認を得て、開示手続を管理本部経営企画室担当者に指示する。
・決定事項に関する情報開示
取締役会で決議する議案を事前に管理本部総務部より管理本部経営企画室に提出し、各議案が開示の必要性があるかを適時開示規則と照合し検討する。
開示が必要な場合は、管理本部長報告承認、取締役会承認後、開示手続を管理本部経営企画室担当者に指示する。
・発生事項に関する情報開示
発生事実を管理本部総務部が確認後、管理本部経営企画室へ報告、開示の必要性があるかを適時開示規則と照合し検討する。
管理本部経営企画室は必要により、管理本部長に報告承認後、取締役会の承認を得る。
開示が必要な場合は、開示手続を管理本部経営企画室担当者に指示する。
・子会社に関する情報開示
子会社に関する決定事項、発生事項については、子会社の代表者より管理本部総務部へ報告後、管理本部経営企画室へ報告する。
管理本部経営企画室は必要により管理本部長承認後、取締役会の承認を得る。
開示の必要性があるかを適時開示規則と照合し、開示が必要な場合は、開示手続を管理本部経営企画室担当者へ指示する。

3.情報開示及び外部発表
・管理本部経営企画室より、適時開示の時刻、開示内容を社内各部署、部門へ報告する。
・決定事項、発生事項ともに速やかに適時開示を行う。
(東証での電子開示(TDnet)登録、開示資料投函、必要ならば記者会見を開催)


株主総会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
報告
取締役会
取締役6名
（うち社外取締役1名）
監査役会
監査役3名
（うち社外監査役2名）
報告
会計監査人
監査
選任・再任の同意
会計監査相当性の判断
会議出席
監査
選任・解任
監督
監査
内部監査室
報告
代表取締役
報告
リスク・コンプライアンス
委員会
本部長会議
（重要事項の審議・報告）
業務監査
会計監査
連携
指
示
重要案件の付議・報告
各事業部門、各地区本部、グループ会社

適時開示体制の概要


決算関連
決定事項
発生事項
子会社
管理本部　経営企画室
各関連部署・グループ子会社の担当部署
子会社代表者
適時開示の必要性を適時開示規則と照合
管理本部　総務部
承認
管　理　本　部　長
（情報開示責任者）
承認
取　締　役　会
必要により
取締役会に付議する
適時開示の必要性を適時開示規則と照合
管理本部長（情報開示責任者）
開示手続きを指示
経営企画室　担当者
速やかに情報開示
東京証券取引所